

労務管理講習(中級)

～労働基準法編～



労働関係法令は、幅広く、難しく、全ての内容を理解することは困難という声も多い中で、労働基準法等の改正により**時間外労働時間の上限が罰則付きで規定**され、令和6年4月からは、建設業、トラック・タクシー等のドライバー、医師にも適用され、規模に関係なくすべての企業に適用されることとなりました。また、**兼業、副業**を行う労働者や**派遣労働者**、さらには、**フリーランス**として委託を受けて働く方も徐々に増える中で、これまで以上に厳正・的確な管理が求められています。

このため、労務管理を行う管理・監督者の方々は、複雑になった関係法令等をきちんと理解することが不可欠です。本講習では、押さえていただきたい労働基準関係法令等を**元労働基準監督官が解説**し、管理・監督者に必要な知識を習得して頂きます。

【内容】

労働基準法等の労務管理上の留意点

- ◆テキスト
「管理監督者研修用テキスト」
【元労働基準監督官執筆】等

◆【受講料(テキスト代を含む)】

会員:7,000円(受講料 6,364円+10%消費税636円)
一般:8,000円(受講料 7,273円+10%消費税727円)

※会員とは：当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方です。

適格請求書発行事業者の登録番号：
T7120005015256

◆日時 令和7年1月29日(水)
13時30分～16時30分

◆会場 エル・おおさか南館
当連合会常設講習会場

◆講師
元労働基準監督官、社会保険労務士

◆対象者
工場・支店・営業所等における第一線の
管理監督者、指揮者 等

◆【申込要領】

※当会のホームページトップ画面の「**インターネット予約**」からお申込いただき、申込後14日以内に受講料を銀行に振り込み願います。入金を確認できましたら、受講票・領収書をメールにて送信させていただきます。申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません。

【公式】LINEはじめました！友だちになって最新情報をGETしよう



はじめました



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>

